

取引に応じて事務負担増。早めの準備が重要です。

# インボイス制度の概要と 実務上対応のポイント

～導入により変更される仕入税額控除、適格請求書等の記載内容について～

軽減税率制度と同時に規定されたインボイス方式の導入は、2023年10月1日から施行される予定です。

このインボイス方式とは、従来の区分記載請求書等(10%と8%に区分して記載した請求書等)に代えて、インボイス(税額票)である「適格請求書等」の保存を仕入税額控除の適用要件とする制度です。

この「適格請求書等」を発行するには様々な義務を負うこととなります。本セミナーでは、インボイス方式の概要から実務上対応のポイントについて、分かりやすく解説します。

〈講師〉

ほし ただし  
星 叡 氏

税理士法人トリプル・ウイン 顧問  
税理士 行政書士



駒澤大学大学院経営経済学研究科 卒業後 公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月：星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

講座内容

## 1. 適格請求書等保存方式

(インボイス制度)の概要

軽減税率制度・適格請求書等保存方式の施行スケジュール  
請求書・領収書等の様式変更へのシステム対応  
インボイス制度とは

## 2. 適格請求書発行事業者登録制度

適格請求書発行事業者の登録  
登録は本当に必要か、登録しないとどうなるのか  
登録するにはどのような手続きが必要か 等

## 3. 適格請求書発行事業者の義務

交付・保存義務と不正交付への罰則  
適格請求書に係る電磁的記録  
適格請求書の記載に誤りがあった場合 等

## 4. 適格請求書の記載事項

適格請求書・適格簡易請求書  
適格請求書等の保存がなくても仕入税額控除が可能なケース  
適格請求書に記載する消費税額等の端数処理 等

## 5. 電子インボイス

電子インボイスに係る電磁的記録の保存義務  
電子インボイスデータの保存要件  
電子インボイス等の授受の態様別の保存方法

日時 2020年 **10**月 **14**日(水)  
13:00～16:00

場所 **横手市民会館 リハーサル室A**  
横手市南町 13-1 (TEL: 0182-32-3136)

受講料 会 員：1,000 円 / 非会員：2,000 円  
(テキスト・消費税含むお一人様分)

【申込方法】  
下記申込書に記入の上、FAXで  
**10月7日**までにお申込ください。  
(定員 30 名)  
受講料は当日ご持参ください。

主催：公益社団法人 横手法人会

横手市大町 7-18 横手商工会議所 2 階  
TEL 0182-35-7766 FAX 0182-35-7767

(2020.10.14) 『インボイス制度の概要と実務上対応のポイント』 受講申込書

(公社)横手法人会 行 FAX:0182-35-7767

申込日(2020/ / )

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名	(複数のご参加可能)		

※ご記入いただいた情報は、当会からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。